

平成30年2月20日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会厚生文教常任委員会
委員長 安 田 薫

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 (1) 文化センターの改修について
 (2) 給食センターの運営について
 (3) 国民健康保険の広域化について

2. 調査期日 平成30年2月7日

3. 調査の結果

(1) 文化センターの改修について

平成30年度と平成31年度の2か年で計画している文化センター大規模改修工事の概要について、担当課の社会教育課から説明を受けて調査を実施した。

文化センターは昭和55年に開館し、優れた文化芸術の鑑賞や社会教育関係団体の活動拠点として、近年では年間平均7万人から8万人の利用者数で推移している。一方、竣工後38年以上が経過し、施設の保全としては最低限の補修に留まっていることから、経年劣

化による老朽化が著しい状況にある。平成 26 年度に実施した耐震診断の結果、改善や改修の指摘があり突発的なリスクが高まっていることから、今後も安全でかつ継続的に住民サービスを提供することが必要と判断し、平成 28 年度の設備点検、平成 29 年度の実施設計を経て、平成 30 年度と平成 31 年度の 2 か年で改修を行う計画となっている。

改修工事を 2 か年で実施するのは利用の制限を最小限にするため、平成 30 年度は文化会館部分を中心に、平成 31 年度は公民館部分を中心に工事を実施する。

改修費用については、平成 30 年度は 598,334 千円、平成 31 年度は 251,666 千円、2 か年合計で 850,000 千円、財源については、国庫補助金の 30,762 千円（概算金額）、残りは元利償還の 7 割が交付税措置される過疎対策事業債を活用するとの説明を受けた。

主な改修内容については、改修の目的を大きく 5 項目（劣化改修、機能性の向上、安全性の確保、利便性の向上、公共性・経済性の考慮）に分類し、項目ごとに説明を受け、その内容は別紙資料のとおりである。

今回の改修工事は、今ある施設を安全で長期的に使うために最低限必要な改修であるとの説明を受けたが、委員からは、財政面の観点から、「町民の利活用を一番に考えるにしても、人口減と少子化の現状で今後 20 年間の利用予定で 850,000 千円の改修は財政的に厳しいものがある」、「最小限との説明だったが、大ホールの改修のうち音響・照明設備、外構改修としてのキャノピー改修、機能性向上としての文化会館入り口の自動ドア化等については、今一度できる限り経費の見直しの検討が必要」、「保育所の改築など、公共施設の大規模改修などが今後想定され、国庫補助金が 30,000 千円程度しかなくその他の一般財源については過疎対策事業債を活用することだが、今後の財政負担が大きくなることへの懸念の払拭や公共施設保全の耐震化対策の全体像を示した総合計画や財政計画が示される必要がある」との意見が出された。担当課からは、「改修工事をきっかけに、町民の文化芸術の鑑賞機会を充実させるために、自主事業

を積極的に行いたい」との説明を受けたが、「町民の利用を主体とした施設という考え方に立てば、これほどの費用をかけなくてもいいのではないか」との意見があった。その一方で、「今回の改修により今後 20 年間は利用できるということで、納得したいところであるが、『第九のまち清水町』、『文化のまち清水町』の名にふさわしい施設とするために、施設の利活用において町民参加による運営など、ソフト事業分も考慮して改修してほしい」との意見もあった。

(2) 給食センターの運営について

給食センターの運営状況を把握するために、施設を訪問して調査を実施した。学校教育課給食センターの担当者より、学校給食管理関係の概要、学校給食における危機管理等のマニュアル、アレルギー対応食の提供に係る実施要綱、平成 28 年度賄材料費予備費充当に対する改善策、学校給食実施額積算書、異物混入事例データ一覧、作業工程表、連続炊飯システム概略図などの説明を受けた。併せて、給食センターの所管であるスクールバス管理関係の説明も受けた。

調理場については部外者の立ち入りを厳しく制限しているため、窓越しからの施設視察となった。床の改修計画は必要であるが、整然としていて明るく、清潔さがうかがえた。平成 29 年度には連続炊飯システムが導入され、おいしいご飯が炊けてトラブルもなく運用できているとのことで、「一昨年のような台風災害時の炊き出しに利用できるのか」との委員からの問いには、お米があれば利用可能とのことであった。

機械のほうは大型機械を除いてある程度更新をしているが、大型機械である食器洗浄機と食缶洗浄機は 20 年を経過し更新が必要になっており、今後必要となる大規模改修の際に併せて行う方向となっている。

異物混入については平成 29 年度に 4 件の事例があったが、危機管理マニュアルに基づき処理を行っている。今後とも危機管理マニュアルに沿った運営はもちろんであるが、異物混入を含めて責任感を持ってもらうために、調理の作業工程の作業担当区分ごとに主担

当を決めるなどして意識の徹底が図られており、アレルギー対応食の区分調理の提供は少しずつ増えているとのことである。

平成 28 年度の賄材料費で大きな金額の予備費充当があったが、毎月学校給食実施額積算書を作成して、予算額の支払額等を管理するよう改善策を講じており、本年度については予算内で収まる見込みである。また、最近の野菜価格高にも、調理済みの賄材料を減らすなど、献立の中での材料の選び方等で工夫し対応している。

学校給食の管理関係については、給食センターとして主体的な運営が行われ、改善が進んでいると感じられた。

また、給食センターの所管であるスクールバスの管理関係については、部活バスの運行の部分で、「利用しやすいように学校発の時刻をもう少し遅くしては」との委員からの声に対し、「運転手の勤務時間等も考慮しながら検討していく」とのことであった。

(3) 国民健康保険の広域化について

現在市町村が運営している国民健康保険について、平成 30 年 4 月から財政運営を都道府県単位で行うなどの制度改革が行われることから、その内容について、担当課である町民生活課から説明を受けて調査を実施した。

【制度改革の背景】

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みであるが「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えている。

平成 27 年 5 月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の財政基盤を講ずるものとされ、平成 30 年 4 月から、市町村単位で運営されていた国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体

となり、市町村とともに運営する方式に変更となった。

都道府県単位化によって期待される効果として、①負担の公平化（保険料の平準化と「見える化」推進）、②財政の安定化（赤字の発生や繰入必要性が減少）、③事務の広域化推進（標準システムの運用による国保事務運用による国保事務標準化など）が挙げられる。

【都道府県と市町村の役割分担】

国の責任として約 3,400 億円の追加的な財政支援（公費拡充）が行われ、北海道と清水町がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うことになる。

北海道の主な役割は、「財政運営の責任主体」、「国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進」、「市町村ごとの標準保険料率を算定・公表」、「保険給付費等の市町村への支払」、清水町（市町村）の主な役割は、「国保事業費納付金を道（都道府県）へ納付」、「資格を管理（被保険者証の発行）」、「標準保険料率等を参考に保険料率の決定と保険料の賦課・徴収」、「保険給付の決定、支給」となっている。

平成 30 年度から、北海道も国民健康保険の保険者となることから、保険証に北海道の表示もされるが、資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は引き続き清水町で行う。平成 30 年度以降の保険証一斉更新から、高齢者受給者証が保険証に統一され、更新期間が 2 年から 1 年に変更（道内統一）になり、葬祭費等保険給付費の単価等が統一される。

【標準保険料率と国保事業費納付金の算定結果】

北海道は、市町村の国保運営に必要となる標準的な保険料率を算定し示すこととなるが、これまで国保事業費納付金及び標準保険料率の仮算定が 3 回実施されている。

今回本算定（仮係数）による算定の結果が北海道より示され、平成 30 年度に清水町が北海道へ納付する国保事業費納付金は、一般被保険者分として 452,175,021 円、納付金の納付に必要な保険料総額は 399,104,021 円とされた。納付金の納付に必要な保険料総額は国民健康保険税の収納額と法定軽減による財源補填分の合計である。

今回の算定には退職者医療制度に該当する被保険者分が含まれていないため、国保事業費納付金を納付する際は退職被保険者分を反映した最終確定額にて納付することになる。

国民健康保険の都道府県化により、市町村ごとの標準税率は北海道が示し、清水町は標準税率を参考に所得や世帯状況などに応じて、国民健康保険税の税率を定めることになるが、平成30年度は現行の税率のままで据え置く予定であるとの説明を受けた。

【総括】

委員会であった主な質疑・意見等としては、「激変緩和の措置があるにしても国保事業費納付金が高くなり、一般会計からの繰入金が多くなることにより、被保険者が受ける保健事業のサービスが低下するのではないか」の質疑に対して、担当課からは「保健事業は必要な事業であり継続実施するので縮減することはない」との答弁を受けた。また、「道への納付金に対して国民健康保険税の収入額が少なくなった場合どういう補填を行うのか」の質疑に対しては、「災害等があり所得の減により収入が減少した場合は一般会計や基金からの繰入れで対応する。国民健康保険基金については、国民健康保険税の収入額が少なくなった際に納付金の支払いにも使えるようにするための条例改正をしたい」との説明があった。

委員会としては、平成30年度からの都道府県化への移行後の国保事業費納付金などの状況を注視しながら、医療や介護との包括的な視点で考えていく必要があるとし、所管事務調査報告とする。

< 資料 >

文化センター大規模改修工事概要

実施年度	改修項目	主な改修内容	金額
H30	耐震補強	大ホール鉄骨造屋根水平ブレース補強・耐震スリット新設	54,305,000
	特定天井改修	大ホール特定天井落下対策(天井裏のぶどう棚・吊り棒補強、天井面にネット設置)	85,675,000
	大ホール改修	音響設備改修、照明設備改修、吊物改修	311,288,000
	大集会室改修	音響設備改修、照明設備改修、吊物改修	58,875,000
	機能性向上	大ホール入り口自動ドア(文化会館)	12,445,000
	省エネ改善	照明器具LED化(文化会館側)	16,762,000
	空調、消防設備等改修	2階第3練習室エアコ設置(文化会館)、誘導灯・非常用照明更新	6,898,000
	内部改修	文化会館側:床、壁、天井内装改修、建具塗装、鍵交換	40,096,000
	外構改修	キャンपी改修(屋根改修、天井新規、柱既存のまま) インターロッキング不陸調整	11,990,000
計			598,334,000

実施年度	改修項目	主な改修内容	金額(概算)
H31	耐久性向上	外壁塗装、ひび割れ補修	77,741,000
	機能性向上	エレベーター設置(公民館側)	9,800,000
	省エネ改善	照明器具LED化(公民館側)	11,288,000
	空調、消防設備等改修	2階会議室エアコ設置(公民館側)、大集会室空調機器更新、蒸気ボイラー1台更新、暖房ラインポンプ更新、誘導灯・非常用照明更新	84,712,000
	内部改修	公民館側:床、壁、天井内装改修、建具塗装、鍵交換	38,301,000
	外構改修	駐車場外灯更新	2,824,000
	煙突改修	煙突断熱材改修	27,000,000
計			251,666,000

事業費合計	850,000,000
-------	-------------

【改修の目的】

(1) 劣化改修

既存の設備や機器に耐用年数をはるかに超えるものが多数あり、故障の際の部品交換や修繕が行えない状況にあるもの、また、その他の設備機器についても突発的な故障のリスクが高いため、改修を通じて施設の安全性を高め、今後の安定的な管理運営を確保する。

(2) 機能性の向上

科学技術等の水準が向上したことに伴い、利用者の要求の水準も上がったことで施設の機能向上を図る改修を行う。

(3) 安全性の確保

平成26年度に実施した施設の耐震診断結果に伴う改修指摘箇所について、速やかに改修を実施し、利用者の安全を確保するとともに法令順守に努める。

(4) 利便性の向上

多くの町民が利用しやすい施設とするべく、エレベーターの設置や入口の自動ドア化、エアコンの設置等、高齢者など社会的弱者にも対応した施設に改修する。

(5) 公共性、経済性の考慮

省エネルギーや地球環境を考慮し、公共施設として備えるべき機能を今一度見直し、可能な範囲で改修を行う。

【主な改修内容】(基本的な考え方に基づく)

分類	改修項目	備考
劣化改修	大ホール・大集会室舞台特殊設備 大ホール・大集会室照明設備 大ホール・大集会室音響設備 大ホール客室シート改修 空調・給排水設備 各部屋内装・建具改修 外壁全面塗装 消防用設備改修 外構改修	
機能性の向上	ホワイエ展示用設備 文化会館入口自動ドア化	
安全性の確保	耐震補強 特定天井落下対策 煙突断熱材改修 キャノピー架替	【耐震改修】
利便性の向上	エレベーター設置 エアコン設置	
公共性、経済性の考慮	LED照明化	